

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた 原子力規制委員会の対応

令和 4 年 6 月 2 2 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、デジタル臨時行政調査会<sup>1</sup>が取りまとめた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「規制の一括見直しプラン」という。)を踏まえた、原子力規制委員会が所管する規制についての対応方針について報告するものである。

### 2. 経緯

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定、以下「デジタル重点計画」という。)において、「デジタル原則を踏まえて、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性の確認・検証を行い、原則適合性が確認されなかった制度等について、適合性確保のための一括的な改正方針を令和4年(2022年)春を目途に取りまとめる」こととされた。

これを受け、代表的なアナログ規制とされた、目視規制等の7種類の規制について、全府省庁で約5,000件の条項(法律、政令、省令・規則)が洗い出された。それらを対象に、デジタル原則への適合性点検の結果及び見直し方針等を示した「規制の一括見直しプラン」が、デジタル臨時行政調査会において令和4年6月3日にとりまとめられた。

その後、デジタル重点計画が変更され(令和4年6月7日閣議決定)、「各府省庁は、集中改革期間(令和4年(2022年)7月から令和7年(2025年)6月までの3年間)において、調査会事務局と連携し、一括見直しプランに基づき、規制・制度の見直し等を行う」こととされた。

### 3. 規制の一括見直しプランの概要

#### (1) デジタル原則とは

構造改革のためのデジタル原則として、①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)、③官民連携原則(GtoBtoC モデル)、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則の5項目が掲げられている。規制の見直しは、主に①デジタル完結・自動化原則に関わる。(29ページ参照)

#### ① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

<sup>1</sup> デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することを目的として、内閣総理大臣を会長とし、関係閣僚 5 人及び有識者 8 人で構成される会議体(令和 3 年 11 月 9 日内閣総理大臣決裁により開催を決定)

## (2) 法律、政令、省令・規則レベルでの7種類のアナログ規制の見直し

### ①7種類のアナログ規制

代表的なアナログ規制として、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7種類が掲げられ(29ページ参照)、一括して見直しを行うこととされている。

### ②見直しの方針

7種類の規制のそれぞれについて、デジタル技術の適用段階(フェーズ)が、3段階(フェーズ1:デジタル技術を活用せず、フェーズ2:デジタル技術を活用、フェーズ3:デジタルで完結)に整理され、デジタルで完結できない特段の理由がないものは、すべてデジタルで完結(フェーズ3)するよう見直すこととされている。(30~33ページ参照)

その上で、約5,000の各条項について、現行規制がどのフェーズにあるか、また、どのフェーズまで見直すこととするかが整理されている。

## (3) その他

### ①通知・通達等の見直し

7種類の規制に関しては、今後、通知・通達等も洗い出され、見直し方針を定めることとされている。

### ②法令等のデジタル原則適合性の確認プロセスの構築

上述のような既存の法令等の見直しに加え、今後、新たに法令等を立案するに際してのデジタル原則適合性への確認プロセスを構築することとされている。

具体的には「法律案・政令についてはデジタル庁が内閣法制局予備審査前までに主体的に確認するとともに、省令以下については各府省庁が決定前(パブリックコメント前)までに確認する」こととされ、法律案については、令和6年の通常国会提出のものから試行的に実施することとされている。

## 4. 原子力規制委員会が所管する規制についての対応

### (1) 原子力規制委員会が所管する規制

政府全体で洗い出された約5,000件の条項のうち、392件が原子力規制委員会の所管法令。

目視規制 : 249件

定期検査・点検規制 : 139件

実地監査規制 : 1件

対面講習規制 : 2件

往訪閲覧・縦覧規制 : 1件

(常駐・専任規制及び書面掲示規制は0件)

## (2) 見直しの方針

規制の一括見直しプランに掲げられた方針のとおり、特段の理由がないものは、すべてデジタルで完結(フェーズ3)するよう見直すこととした。具体的には、別紙1のとおり、392の条項を14の類型に整理し、各類型についてどのフェーズに見直すかを整理した。その概略は、次のようなものとなっている。

- ・ 核物質防護のための巡視等 : 現場で対応する必要があるデジタル完結困難(フェーズ2)
- ・ 保障措置検査 : IAEA の査察と異なる方法はとれずデジタル完結困難(フェーズ1)
- ・ 事業者が行う検査等 : 事業者がデジタル技術を活用して検査等を行うことが可能である旨の解釈を明示することでフェーズ2と整理
- ・ 原子力規制委員会が行う検査等 : 検査等にデジタル技術を活用できるかを検討し、可能なものは導入することをもって、フェーズ2と整理
- ・ 放射線取扱主任者の講習 : 実技部分を除き、デジタル完結可能(フェーズ3)

なお、別紙1の内容については、デジタル臨時行政調査会の事務局であるデジタル庁に提出し、異論がない旨の回答を得ている。その上で、規制の一括見直しプランにおいては、別紙2のとおり、392の条項のフェーズが整理されている。

## (3) 今後のスケジュール

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 令和4年12月末<br>(この間) | デジタル臨時行政調査会による見直し工程表の決定、公表<br>必要な検討を行い、規則等の改正や、デジタル技術の活用が可能である旨の確認的な明示等を行う |
| 令和7年6月            | 集中改革期間の終了。見直しの期限となる  |

(別紙1) 原子力規制委員会所管法令の見直しの方針

(別紙2) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン 別紙1(方針確定リスト)中の原子力規制委員会所管法令抜粋

(参考) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(関連部分抜粋) ※

※全体版は下記デジタル庁HPに掲載

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

## 原子力規制委員会所管法令の見直しの方針

## 1. 目視規制

<p>①核物質防護のための見張、巡視 (実用炉則第 91 条第 2 項第 4 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場でトラブルがあった際の即応等の役割も含む見張、巡視であり、見張人が担うべき役割全てをデジタル化することは困難である</li> <li>・一方、異常の有無を監視する手法としてデジタル技術等を活用することは現行法令上も規定されているため、現状が既にフェーズ 2 と整理でき、今後も引き続き見直すことなくフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>②運搬時、危険時など臨時の場面での見張 (実用炉則第 88 条第 1 項第 7 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場でトラブルがあった際の即応等の役割も含む見張であり、見張人が担うべき役割全てをデジタル化することは困難である</li> <li>・一方、異常の有無を監視する手法の一部代替としてデジタル技術を活用することは、現行法令上可能であるため、そのことを確認的に明示することで、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>③施設の保全のための巡視、点検 (実用炉則第 81 条第 1 項第 4 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法令上、デジタル技術を活用した巡視、点検及びその判断の自動化は可能であることから、そのことを確認的に明示することで、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する</li> </ul>
<p>④指定廃棄物埋設区域等の実地調査 (炉規法第 51 条の 33 第 1 項 等) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施調査の一部代替としてデジタル技術(カメラ、ドローン等)を活用することは可能であるため、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>⑤RI の使用施設等の施設検査 (登録認証機関則第 18 条 1 項 1 号 等) 実施主体：原子力規制委員会、 登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準適合の判断に必要な情報のうち、デジタル技術を活用して収集できる情報の有無や、実現可能性等を今後検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>

## 2. 定期検査・点検規制

<p>①定期事業者検査 (炉規法第 43 条の 3 の 16 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査周期の延長は、技術基準への適合の維持を立証できれば、延長できる旨の規定が存在している</li> <li>・それをデジタル的な手法で行うことも現行法令上可能であることから、そのことを確認的に明示することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
--	--

<p>② 1 F の定期検査 (1 F 規則第 12 条第 1 項第 8 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行法令上、検査をデジタル的な手法で行うことは可能である</li> <li>・ 今後、デジタル技術を何に活用できるか、それをもって検査周期を延長できるか等を検討する</li> <li>・ その結果を踏まえ、規制の見直しを行うか、デジタル技術の活用が可能であることを確認的に明示すること等をもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>③ 保障措置検査 (炉規法第 61 条の 8 の 2 第 1 項) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査手法及びその頻度は、日 IAEA 保障措置協定に基づき、IAEA と同一のものとする必要があるため、見直しは実施せず、フェーズ 1 のままとする</li> </ul>
<p>④ 令 41 条非該当使用施設等に対する原子力規制検査 (原子力規制検査規則第 3 条 1 項) 実施主体：原子力規制委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル技術が活用できるか、費用対効果等の観点から活用する意味があるか等を把握し、その結果を踏まえ、検査の手法の見直しの可否を検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>⑤ RI 使用施設等の定期検査 (RI 法第 12 条の 9 等) 実施主体：原子力規制委員会、登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合の判断に必要な情報のうち、デジタル技術を活用して収集できる情報の有無や、実現可能性等を今後検討することをもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>⑥ RI 法に基づき事業者が行う定期の点検、測定等 (RI 規則第 15 条第 1 項第 10 の 2 号 等) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行法令上、検査をデジタル的な手法で行うことは可能である</li> <li>・ 今後、デジタル技術を何に活用できるか、それをもって検査周期を延長できるか等を検討する</li> <li>・ その結果を踏まえ、規制の見直しを行うか、デジタル技術の活用が可能であることを確認的に明示すること等をもって、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>

### 3. その他(実地監査、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制)

<p>① 品質マネジメントの内部監査 (品質管理基準規則第 46 条第 1 項) 実施主体：事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部監査の一部代替としてデジタル技術（オンライン会議等）を活用することは可能であるため、見直し後のフェーズをフェーズ 2 と整理する</li> </ul>
<p>② 放射線取扱主任者の講習 (RI 法第 35 条第 2 項 等) 実施主体：登録講習機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実技を伴うものを除き、技術的にはデジタル完結が可能であり、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する。</li> </ul>
<p>③ 登録認証機関の財務諸表の閲覧 (RI 法第 41 条の 7 第 2 項) 実施主体：登録認証機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術的にはデジタル完結が可能であり、見直し後のフェーズをフェーズ 3 と整理する</li> </ul>

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1356	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の33第1項	実地調査	目視規制	1-①	2
1357	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1358	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1359	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1360	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1361	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1362	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1363	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1364	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1365	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1366	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項第9号ロ(3)	防護措置	目視規制	2	2
1367	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1368	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1369	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1370	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の6第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1371	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項第4号ハ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1372	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項第4号ヘ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1373	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1374	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1375	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第18号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1376	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第18号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1377	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第18号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1378	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1379	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第19号イ	防護措置	目視規制	2	2
1380	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第19号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1381	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1382	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第9号ロ(1)(iii)	防護措置	目視規制	2	2
1383	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項第9号ロ(2)	防護措置	目視規制	2	2
1384	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第4項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1385	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第4項第5号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1386	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の17第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1387	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の10第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1388	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1389	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1390	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1391	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1392	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1393	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1394	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1395	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1396	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第10号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1397	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1398	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第2項第9号ロ(4)	防護措置	目視規制	2	2
1399	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第4項	防護措置	目視規制	2	2
1400	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第5項第2号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1401	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13第5項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1402	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7第4号ハ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3
1403	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7第4号ヘ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3
1404	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1405	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第4条第1項第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1406	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第11号イ	防護措置	目視規制	2	2
1407	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第11号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1408	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第11号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1409	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第11号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1410	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1411	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1412	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第6号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1413	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第7号ロ(3)	防護措置	目視規制	2	2
1414	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1415	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第4項第2号	防護措置	目視規制	2	2
1416	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第4項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1417	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1418	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	原子力規制委員会	第6条第1号	危険時の措置	目視規制	1-①	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1419	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ハ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1420	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ヘ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1421	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第60条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1422	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1423	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1424	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1425	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1426	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1427	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1428	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1429	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1430	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1431	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1432	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1433	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1434	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2



別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1435	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第90条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1436	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号ハ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1437	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号ヘ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1438	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1439	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1440	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1441	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1442	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1443	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1444	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1445	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1446	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1447	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1448	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1449	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1450	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1451	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1452	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第23条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1453	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号ハ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1454	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号ヘ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1455	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第32条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1456	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1457	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1458	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1459	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1460	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1461	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1462	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1463	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1464	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1465	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1466	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1467	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1468	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1469	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1470	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第130条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1471	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1472	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1473	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号へ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1474	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第83条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1475	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1476	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1477	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1478	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2
1479	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2
1480	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1481	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1482	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1483	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1484	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2
1485	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1486	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1487	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1488	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1489	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1490	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号ハ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1491	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号へ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1492	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1493	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第14号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1494	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第15号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1495	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号イ	防護措置	目視規制	2	2
1496	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1497	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1498	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1499	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1500	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第21号イ	防護措置	目視規制	2	2
1501	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第21号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1502	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1503	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1504	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1505	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第9号ロ(1)(iii)	防護措置	目視規制	2	2
1506	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第9号ロ(2)	防護措置	目視規制	2	2
1507	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第3項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1508	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第3項第5号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1509	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第20条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1510	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ハ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1511	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ヘ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1512	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第7号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1513	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第19号イ	防護措置	目視規制	2	2
1514	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第19号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1515	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1516	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1517	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1518	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1519	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1520	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1521	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1522	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1523	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1524	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1525	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1526	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第44条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1527	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1528	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1529	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1530	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2
1531	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1532	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1533	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1534	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1535	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2
1536	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1537	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1538	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1539	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1540	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第4項	防護措置	目視規制	2	2
1541	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第5項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1542	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1543	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ヘ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1544	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1545	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1546	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1547	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第135条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1548	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1549	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ヘ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1550	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第88条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1551	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1552	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1553	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1554	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2
1555	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2
1556	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1557	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1558	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1559	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1560	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1561	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1562	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1563	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1564	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1565	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号ヘ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1566	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第25条第1項第7号	原子力船等において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1567	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号イ	防護措置	目視規制	2	2
1568	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1569	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1570	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1571	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1572	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第6号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1573	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第7号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1574	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1575	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第4項第2号	防護措置	目視規制	2	2
1576	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第4項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1577	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1578	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第1号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2
1579	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1580	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第3号	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3
1581	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2
1582	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1583	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1584	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1585	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2
1586	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2
1587	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2
1588	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1589	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2
1590	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1591	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2
1592	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2
1593	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2
1594	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2
1595	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
1596	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2
1597	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第3項第4号口	防護措置	目視規制	2	2
1598	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の3第2項	認証の基準	目視規制	1-①	2
1599	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第4項	認証の基準	目視規制	1-①	2
1600	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所等における運搬の基準	目視規制	1-①	2
1601	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第29条第1項第5号	危険時の措置	目視規制	1-①	2
1603	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第9号	保安規程	目視規制	1-①	3
1604	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第3項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3
1605	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第4項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3
724	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
725	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
726	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
727	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第22条第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
728	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
729	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
730	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
731	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第37条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
732	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
733	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第2項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
734	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
735	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第4項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
736	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の24第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
737	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
738	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第2項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
739	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第3項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
740	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の20第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
741	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
742	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第2項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
743	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第3項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
744	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第50条第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2



別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
745	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
746	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
747	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
748	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の18第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
749	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第61条の2の2第1号口	原子力規制検査	定期検査	1-①	2
750	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第61条の8の2第1項	IAEAとの保障措置協定に基づく保障措置検査	定期検査	1-①	1-①
751	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
752	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
753	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
754	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第4項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
755	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第5項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
756	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の10	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
757	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の11	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
758	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の12	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
759	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
760	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
761	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第1項第16号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
762	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2項第19号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
763	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の3の2	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
764	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2
765	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
766	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
767	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
768	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第4項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
769	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
770	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
771	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第5項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
772	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第6項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
773	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第28条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
774	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
775	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
776	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
777	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第30条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
778	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第63条第1項第15号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
779	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第63条第1項第17号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
780	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第88条の2第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
781	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
782	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
783	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
784	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第4項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
785	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条第5項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
786	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第13条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
787	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
788	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第15条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
789	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
790	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第15号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
791	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第17号	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
792	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第35条の15の2第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2
793	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第51条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
794	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第52条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
795	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第53条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
796	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第54条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
797	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第55条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
798	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第121条第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
799	原子力規制検査等に関する規則	原子力規制委員会	第3条第1項	原子力規制検査	定期検査	1-①	2
800	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
801	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の10	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
802	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の11	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
803	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の12	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
804	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の12の2	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
805	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第17条第1項第17号	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
806	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第20号	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
807	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3の2	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
808	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の15第3項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2
809	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第12条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
810	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第13条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
811	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
812	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第15条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
813	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
814	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第43条の12の2第3項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2
815	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の8	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
816	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
817	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の10	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
818	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の11	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
819	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第3条の12	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
820	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第15条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
821	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第15条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
822	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第16条の13の2第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
823	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第55条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
824	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第56条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
825	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第57条	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
826	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第57条の3	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
827	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第58条第2項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
828	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第92条第1項第18号	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
829	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第92条第3項第18号	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
830	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第99条の3	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
831	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第126条第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
832	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
833	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
834	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
835	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第4項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
836	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第13条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
837	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
838	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
839	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
840	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条第6項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
841	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
842	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
843	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
844	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
845	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
846	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
847	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
848	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第34条の2第1項第3号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2
849	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号ロ	施設検査等の方法等	定期検査	1-①	2
850	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第8号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2
851	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第9号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2
852	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第3項	定期検査の方法	定期検査	1-①	2
853	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第3項第2号	設計認証等の基準	定期検査	1-①	2
854	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第15条第1項第10号の2	陽電子断層撮影用放射性同位元素を製造する機器の使用の基準	定期検査	1-①	2
855	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第2項第2号	放射線量の測定	定期検査	1-①	1-①
856	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号イ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2
857	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ロ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2
858	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ハ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
859	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第24条の2の2第2項第7号二	事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置	定期検査	1-①	2
860	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第1号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2
861	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第2号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2
871	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第14号	保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者）	定期検査	1-①	2
56	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	原子力規制委員会	第46条第1項	原子力事業者等における内部監査	実地監査	1-②	2
87	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第35条第2項、第3項、第4項	第一種放射線取扱主任者講習・第二種放射線取扱主任者講習・第三種放射線取扱主任者講習	対面講習	1-②	3-1
88	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第36条の2第1項	放射線取扱主任者定期講習	対面講習	2-1①	3-1
584	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第41条の7第2項	登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3

# デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン

関連部分抜粋

デジタル臨時行政調査会

令和4年6月3日

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

∴  
(略)  
∴

### 3. アナログ規制の見直し

#### (1) 法律、政令、省令への対応

調査会事務局（以下「事務局」という。）では、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約 5,000 条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、点検リストとして一覧化した上で、制度を所管する府省庁へのヒアリング等を行いつつ、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

点検の結果、7項目を規定する法律、政令及び省令の見直しの方針を以下に記載している。なお、今後、各府省庁との調整・確認を通じて、上記約 5,000 条項の条項数について、変動が生じる可能性がある。

#### i 7項目の見直しの基本的な考え方

##### (類型・Phaseの導入)

アナログ規制を横断的に見直す際に、規制の趣旨・目的が類似した規制を一塊として捉え、その塊の一つの規制の見直しに、あるデジタル技術が活用できれば、その塊全体に同種のデジタル技術を活用することで、規制全体の見直しが可能と考えられる。そこで、調査会では、7項目それぞれについて類型とデジタル化の進捗度合いを示す Phase を「(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下、「別紙」という。))の通り整理した。

##### (規制の見直しの基本的な考え方)

7項目の横断的な規制の見直しを行う際の基本的な考え方は、別紙で示したとおりであり、今後、この考え方に基づき7項目を規定する法律、政令及び省令等の見直しを検討・実施していく。

#### ii 7項目に関する法律、政令及び省令の見直し方針

##### (7項目に関する法律、政令及び省令の点検の状況)

事務局では、7項目に関する法律、政令及び省令等の規定として洗い出した約 5,000 条項のうち、約 4,000 条項については、デジタル原則への適合性の点検の



結果として、各府省庁への数次にわたる意見照会等も経て、それぞれの規制の類型や見直しの方針（現在の Phase 及び想定される課題が解決された場合に到達できると見込まれる見直し後の Phase）を確定させた。（別表 1（方針確定リスト）参照）

なお、約 5,000 条項のうち、今後類型や見直しの方針を確定していくものについては、別表 2（継続検討リスト）に掲げている。加えて、調査会において洗い出した約 5,000 条項とは別に、各府省等から新規に追加提出があった 7 項目に当てはまると考えられる規制等であってデジタル原則に照らした点検が未実施であるもの（以下「新規点検対象の規制」という。）が約 2,000 条項存在する。

### （見直し工程表の提出・公表）

今後、事務局の提示した方針や事務局による調整等を踏まえ、各府省庁は、方針確定リストに掲載された規制については、規制の見直しの実施時期や実施方法等を検討し、継続検討リストに掲載された規制及び新規点検対象の規制については、見直し方針等を事務局と調整する。これらの検討・調整の結果を踏まえ、見直しを行うものについては令和 4 年 9 月末を目途に 7 項目に関する法律、政令及び省令の見直し工程表の素案を調査会へ提出するものとする。

調査会は、令和 4 年 12 月末を目途に、素案の内容を精査した上で 7 項目に関する法令等の見直し工程表を公表するものとする。

各府省庁は、集中改革期間において、見直し工程表に沿って規制の見直しを行うものとする。

## （2）通知・通達等への対応

### （通知・通達等の見直し方針）

7 項目に関する通知・通達等については、まずは、夏以降に事務局で点検リストを整理し、各府省庁における確認を経て当該リストを確定させる。

その後、7 項目に関する法律、政令及び省令の見直しの基本的な考え方を踏まえつつ、「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行い、早期に見直しが可能なものは、法令の改正の状況に併せて、令和 4 年 12 月末までに規制の見直しを行う。一方、点検の結果、早期の見直しが困難な規制については、来年以降、見直しに向けた方針を、調査会と連携しつつ、検討した上で、原則令和 5 年中の見直しを目指す。

⋮

（略）

⋮

## 4. 規制の見直しアプローチ

### (1) 一括的な法令改正

調査会における規制の見直しと従来の規制改革との大きな違いとして、横断的に規制を見直すために類型と Phase を整理した点がある。これにより、見直しを検討すべき規制を一括的に把握することが可能となり、従来の個別の規制改革よりも、多くの規制の見直しに取り組むことが可能となる。

### (法律に係る一括的な改正)

規制の点検・見直し結果を踏まえ、法律に係る一括的な改正については、提出する法律のリスト案を事務局において整理した上で、可能な限り速やかに国会提出を目指す。

### (政省令に係る一括的な改正)

規制の点検・見直し結果を踏まえ、政令、省令に係る一括的な改正については、事務局において主要な見直し事項の考え方等を示す予定である。各府省庁は、見直し工程表の公表予定である令和4年12月末以降、当該考え方等を参考に、速やかに政省令の改正を行う。

### (通知・通達等に係る一括的な改正)

通知・通達等については、夏以降、点検リストを各府省庁と事務局において精査した上で、7項目の類型や Phase を踏まえ、可能なものはできる限り一括的な改正に取り組む。

⋮

(略)

⋮

## 6. 法令等のデジタル原則適合性の確認プロセス及び法令データのデジタル正本の提供体制の確立

(法令等のデジタル原則適合性を自律的かつ効率的に確認できる体制及びプロセスの構築)

新規及び既存法令等のデジタル原則への適合性を確認するための立案過程等における手続については、令和6年常会提出法律案のうちから確認を試行的に行うべく、公の会議体を含めデジタル庁の体制を整備するとともに、令和4年度内に詳細設計を行う。

(デジタル原則に係る具体的な指針の策定)【令和5年夏】

政策企画の早い段階から各府省庁が自律的に考慮できるよう、テクノロジーマップの整備等とともにデジタル原則に係る具体的な指針をデジタル庁が策定することとし、指針の策定／改定に際しては、公の会議体で議論をすることで有識者の知見や国民の要望等を反映する。

(デジタル原則適合性確認プロセスの立法プロセス等への組み込み)

【令和6年常会提出法律案のうちから試行的に実施】

新規法令等のうち、法律案・政令についてはデジタル庁が内閣法制局予備審査前までに主体的に確認するとともに、省令以下については各府省庁が決定前（パブリックコメント前）までに確認する。

既存法令等については、今後、技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検する。

その際、税関係法令等の取扱いや規制の政策評価等の既存の取組との連携については、詳細設計に際し検討する。

⋮

(略)

⋮

以上

関連部分抜粋

(※一部ページ順序編集)

## (別紙) デジタル原則に照らした規制の 一括見直しプラン

---

### デジタル臨時行政調査会

2022/6/3

(白紙)

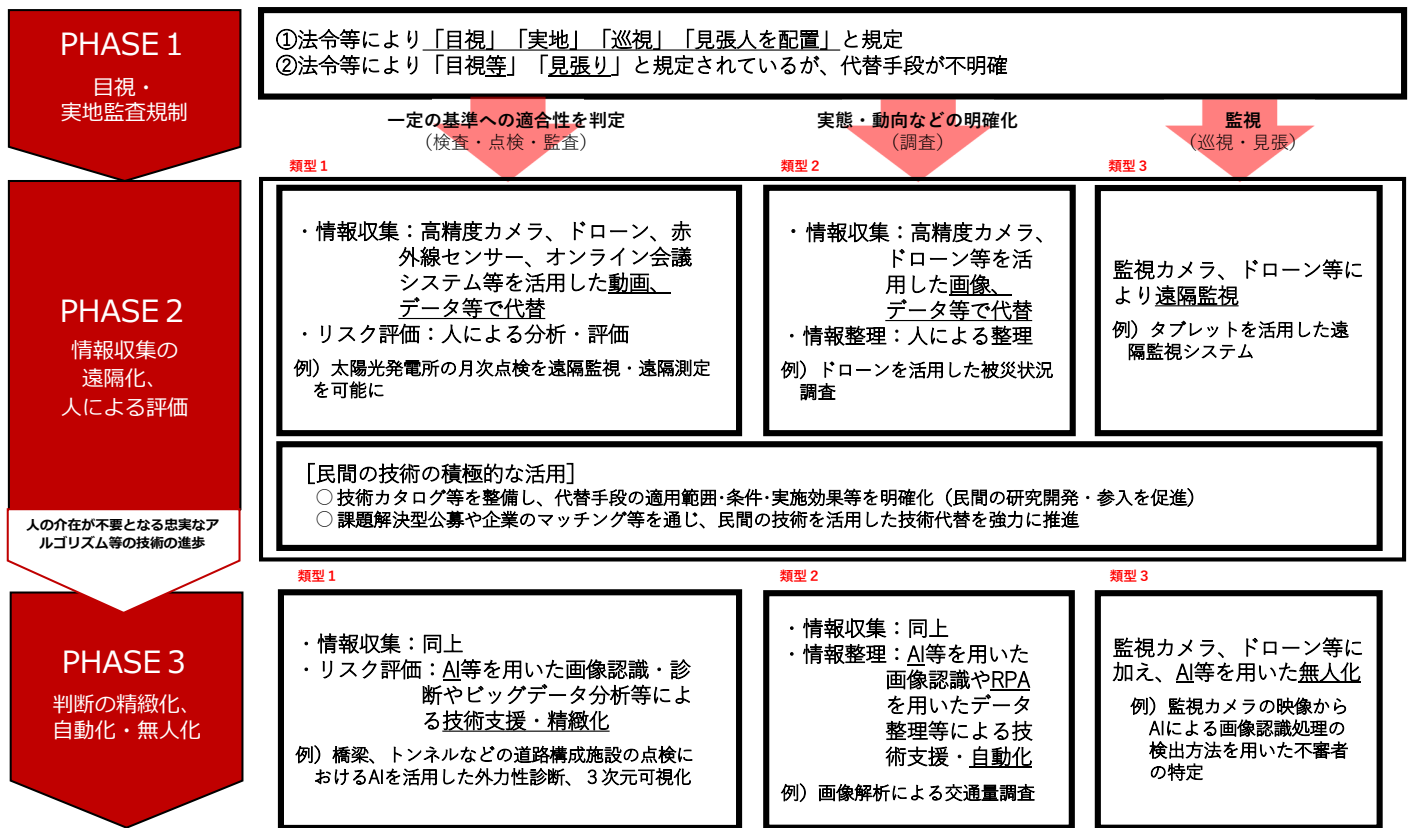
# 構造改革のためのデジタル原則

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR/組織	<b>原則①</b> デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	<b>原則②</b> アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	<b>原則③</b> 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	<b>原則④</b> 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	<b>原則⑤</b> 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

## 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

# 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）



※PHASE 2 及び 3 ともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限り目視、立入による検査等を実施

## 「目視」・「実地監査」規制の見直しの基本的な考え方

### ○目視・実地監査規制

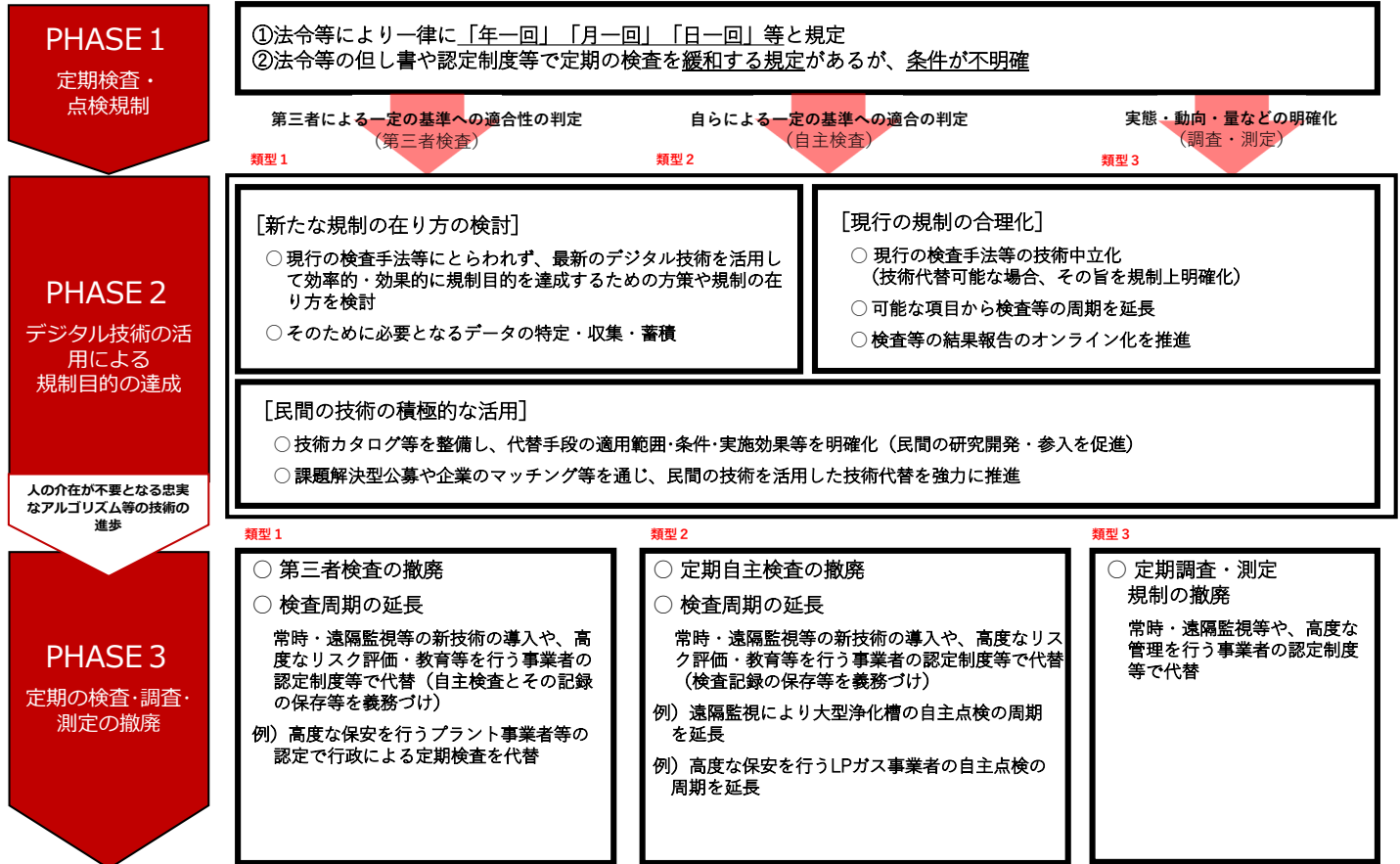
	類型 1 (検査・点検・監査)	類型 2 (調査)	類型 3 (巡視・見張)
<b>PHASE 1</b> (目視・実地監査規制)	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること(注)ができないもの <b>【例】</b> ・触診など、現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること(注)ができないもの <b>【例】</b> ・現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること(注)ができないもの <b>【例】</b> ・現在の技術では異常を察知するために必要十分な情報を収集することができない規制
<b>PHASE 2</b> (情報収集の遠隔化、人による評価)	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までをAI等で代替することができないもの <b>【例】</b> ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までをAI等で代替することができないもの <b>【例】</b> ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までをAI等で代替することができないもの <b>【例】</b> ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制
<b>PHASE 3</b> (判断の精緻化、自動化・無人化)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

# 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）



## 「定期検査・点検」規制の見直しの基本的な考え方

### ○定期検査・点検規制

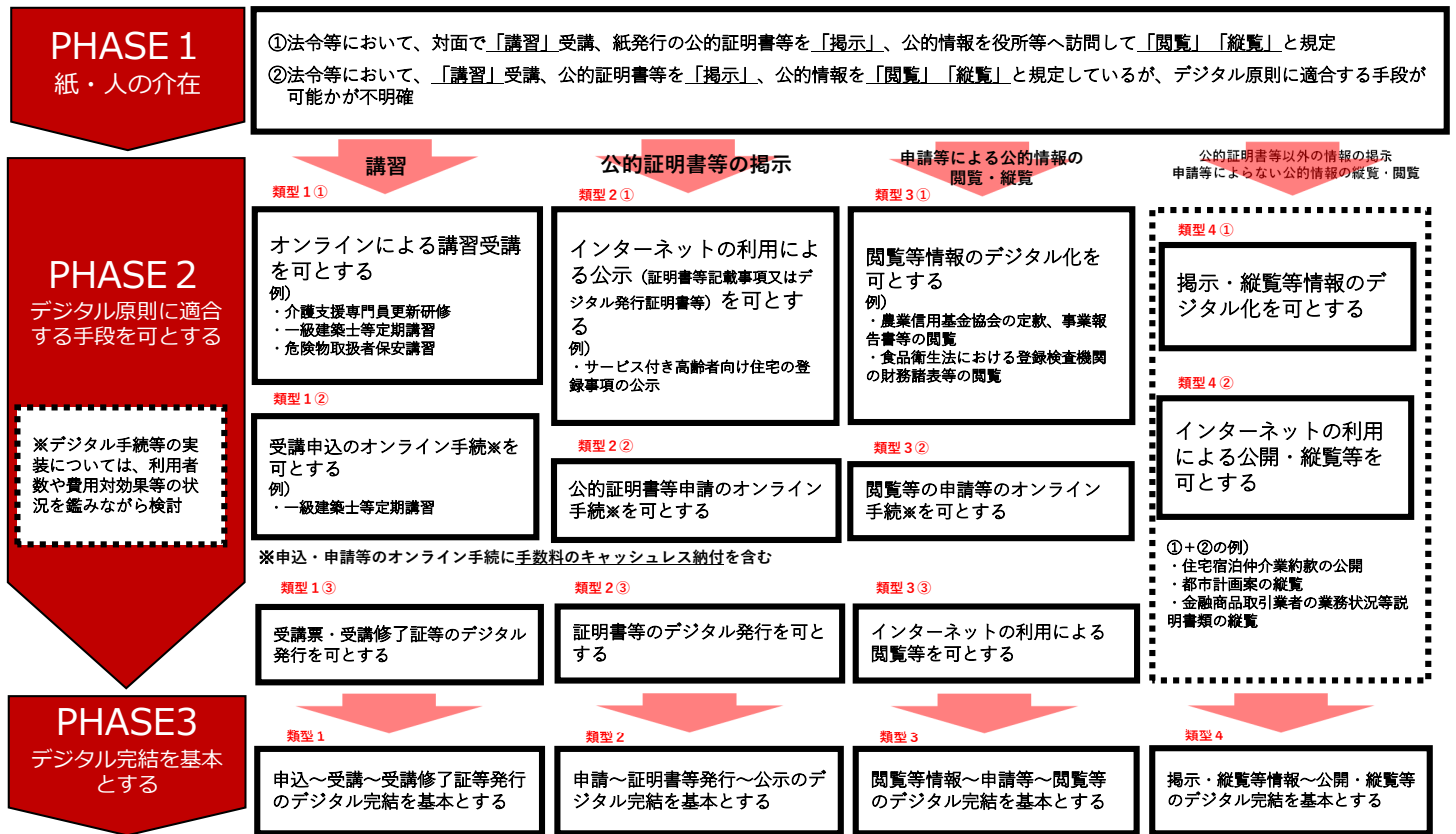
	類型 1 (第三者検査)	類型 2 (自主検査)	類型 3 (調査・測定)
<b>PHASE1</b> (定期検査・点検規制)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・国際条約等に基づく国際機関の査察に伴う検査など、日本国政府のみの方針で見直しができない規制 ・行政による特定個人情報情報の取り扱いの監視を目的とした規制 (特定個人情報情報の取り扱いの状況等の検査)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・特定秘密の適切な取扱いの確保を目的とした規制 (特定秘密の指定理由、保護の状況等の点検)	○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な調査・測定を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・内部・外部被ばくによる線量の測定など、人の放射線障害の防止を目的とした規制
<b>PHASE2</b> (デジタル技術の活用による規制目的の達成)	○リスクベースによる見直し <sup>(注)</sup> に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○リスクベースによる見直し <sup>(注)</sup> に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査
<b>PHASE3</b> (定期的検査・調査・測定の撤廃)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

# 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)



## 「対面講習」規制の見直しの基本的な考え方

類型 1 (講習)		
	講習実施主体が 国の場合	講習実施主体が 国以外の場合
<b>PHASE1</b> (対面規制あり又は解釈不明確)	○国際約束に基づく対面による実技講習など、オンラインによる講習の実施等が不相当であるもの	
<b>PHASE2</b> (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの
<b>PHASE3</b> (デジタル完結)	○上記以外 <sup>(注)</sup>	

(注) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む

- ・ 情報システムの整備の在り方(本人確認、キャッシュレス納付等を含む。)、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体(地方公共団体、民間企業等)の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 講習内容に実技による講習や試験が含まれているものについては、オンラインによる代替などデジタル化が技術的に困難な場合は、当該デジタル化が困難な部分のみ点検の対象外とする。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要



## 「往訪閲覧・縦覧」規制の見直しの基本的な考え方

	<b>類型 3</b> (申請等による公的情報の閲覧・縦覧)	<b>類型 4</b> (申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧)
<b>PHASE1</b> (紙・人の介在)	○閲覧・縦覧に係る情報の機密性が高く、対面による厳格な本人確認を行う必要があるなど、オンラインによる閲覧・縦覧が不適当であるもの(注1) ・申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があるもの等	○該当なし
<b>PHASE2</b> (デジタル原則に適合する手段を可とする)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの(注2)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの(注2)
<b>PHASE3</b> (デジタル完結を基本とする)	○上記以外(注3)	○上記以外(注3)

(注1) デジタル手続法の適用が除外されるものを想定しているためPHASE 1としているが、本欄に該当するもののうち同法、e-文書法の規定の適用があるもの等については、PHASE 2に整理されることもあり得る。

(注2) デジタル手続法、e-文書法の規定が適用されることを前提としたものであり、適用されない場合はPHASE 1に整理されることもあり得る。

(注3) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・ 情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要